

武雄市条例第2号

武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項(同法第21条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定により本市が告示した武雄都市計画特別用途地区において定められた白岩運動公園地区(以下「地区」という。)内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の定めるところによる。

(地区内の建築制限)

第3条 地区内においては、別表に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、武雄都市計画特別用途地区の決定の告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 観覧場(競技場その他の運動施設に付帯するものに限る。)2 公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定するものをいう。)3 都市公園法第6条の規定により公園管理者の許可を受けたもの |
|--|